

東粟倉村農地活用推進特区

都道府県名：

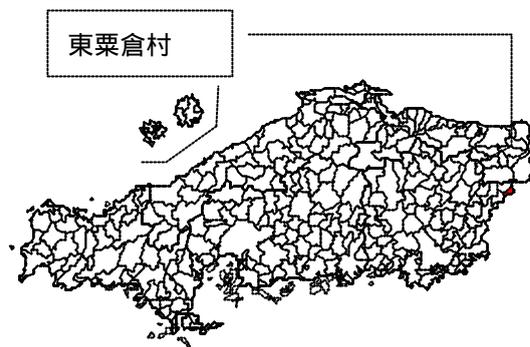
岡山県

申請主体名：

東粟倉村

区域の範囲：

岡山県英田郡東粟倉村の
区域のうち農業振興地域
全域



特区の概要：

都市農村交流を推進して集客交流人口の増加を図り、地域農業の活性化を進める中で、近年、農山村に定住して農業を始めたいことを希望する都市住民が増加している。このことから、特例措置によって現状の農地取得に係る下限面積要件の緩和を図り、権利移動を促すことで、年々増加している遊休農地の解消にもつなげていく。さらには、そこから新しい農業生産が生まれることになれば地域全体が潤い、豊かな農山村の形成を目指していくことができる。

適用される規制の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和



岡山県下最高峰の「後山」と後山地区



生産活動がなされている農地（野地区）